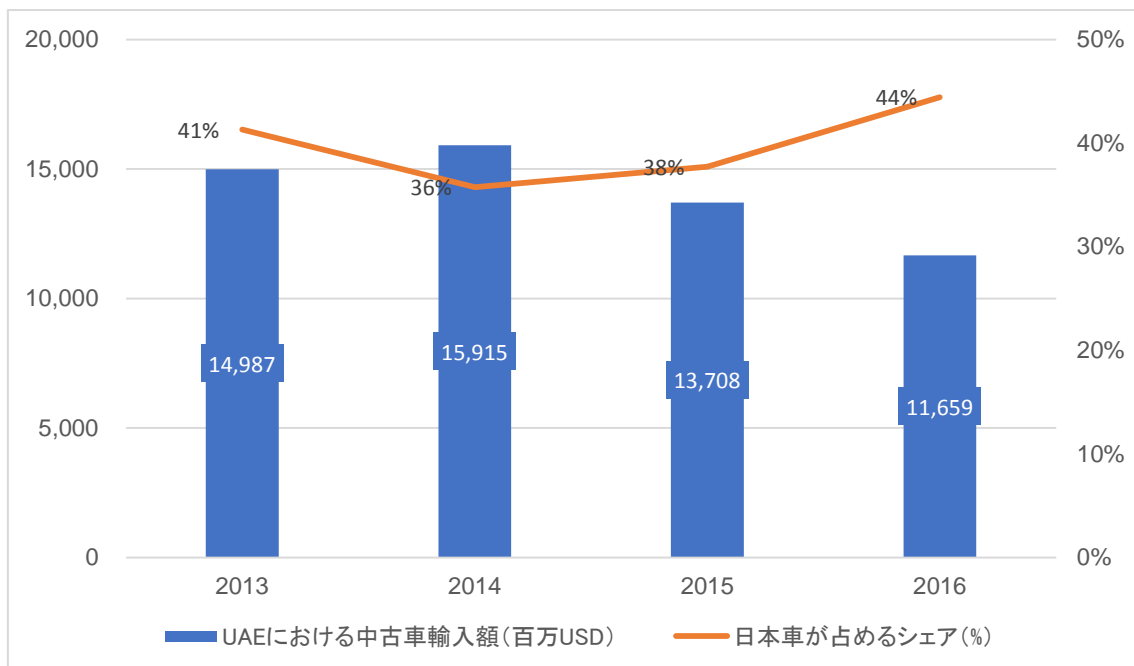


UAE における中古車市場の状況

1. 市場概要

UAE における中古のガソリンエンジン及びディーゼルエンジンの乗用車（以下、中古車）の輸入額は2016年に約117億ドルとなっており、ピーク時の2014年の約160億ドルからは減少傾向にある。しかし、輸入額の総額に占める日本からの輸入額の割合は2016年には44%となっており、中古車輸入の大部分が日本からの輸入であることが伺える。以下に、2013年から2016年の間にUAEに輸入された中古車の総額とそれに占める日本車の割合を記載する。

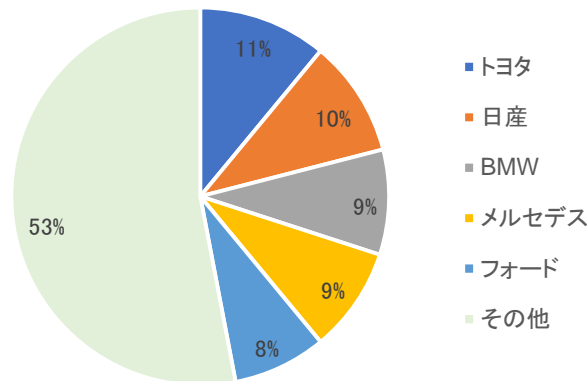
図1 UAEにおける中古車輸入額と、日本からの中古車が占める割合



出所：International Trade Centre

UAEをはじめ中東・アフリカ地域においては日本車の人気非常に高く、トヨタのランドクルーザーやプラド、日産のパトロールといったSUVモデルが特に人気がある。UAEの大手中古車販売サイトのCarSwitch.comが発表している中古車の販売ブランド人気ランキングにおいても、トヨタ及び日産がそれぞれ1位、2位にランク付けされている。

図 2 現地報道に基づく、ドバイでの人気中古車ブランド



※大手中古車販売サイト CarSwitch.com において販売の問合せがあったブランドのランキング(N=8,000) 出所: The National 紙

日本から UAE に中古車を輸出する際、その最終マーケットは理論的には①UAE 国内、そして②UAE から更に再輸出され第三国にという 2 つのケースが考えられるものの、実際のところ前者のケースは大変まれであろう。というのも、UAE では国内への中古車の輸入にあたって車種、モデルなどについての制限はないものの、右ハンドル車の走行が認められていないからである。上述の CarSwitch.com や dubizzle といった中古車の取り扱いのあるサイトをもみても、UAE 消費者向けに売買されている日本車のほとんどは GCC 仕様か欧州仕様モデルのものである。したがって、日本からの中古車輸出ビジネスにおいて、UAE は他の中東諸国やアフリカ等への再輸出の拠点として概ね利用されているとみられる。

2. UAE 展開の特性—ハブ拠点としてのビジネス

上述のように UAE では国内での右ハンドル車の走行が認められておらず UAE 国内に右ハンドル車を持ち込むことも困難であるため、日本から輸入される中古車の多くは、UAE 国内にありながら国外として扱われる「フリーゾーン」と呼ばれる保税区に持ち込まれる。UAE では、外資企業は国内において株式の 49%しか保有できないという外資規制があるが（規制緩和が発表されているものの執筆時点では規制が有効）、フリーゾーンでは外資による 100%保有が認められているため、多くの外資企業がフリーゾーンに拠点を設け、UAE から他の中東諸国やアフリカ等への再輸出を行っている。

UAE にはフリーゾーンが多数存在しているものの、その中でもドバイ政府は、中古車輸入ならびに再輸出のための専門エリアとして「Dubai Auto Zone (DAZ : 旧称 DUCAMZ / Dubai Cars and Automotive Zone)」を設立しており、ここに数多くの中古車ディーラーが集積している。したがって、日本から UAE に輸入される中古車のほとんどは、いったんドバイの DAZ に持ち込まれ、そこから海外（左側通行右ハンドルが主流のタンザニア、ケニア、ウガンダ、アフガニスタン、パキスタン等）へと輸出されている。

また、ドバイの隣に位置する首長国であるシャルジャにおいても伝統的に中古車ビジネスが盛んであり、中

古車ディーラーの企業集積が見られる。ただし、シャルジャにおける中古車ビジネスの中心地はフリーゾーンではないため、そこで取り扱われているほとんどは左ハンドル車である。したがって、日本からの中古車本体がシャルジャに持ち込まれるというケースは少ないものの、シャルジャの大きな特徴はこうした中古車本体よりも中古車部品ビジネスの規模の方が大きい点にある。部品においては右ハンドルという制約を受けないため、シャルジャには日本をはじめとする多くの国々から中古車部品が輸入されている。

3. 市場参入への課題と切り口

上述の通り中古車貿易の中継点としての機能を果たしている UAE であるが、冒頭の統計からも見て取れるようにその中古車取扱量は近年大きな減少傾向にある。UAE において中古車輸入額が低下している要因としては、これまで主に UAE から中古車を輸入してきた国々のバイヤーが、直接日本から輸入を行い、UAE というハブ・経由地を通さずに調達する割合が増加してきていることが要因であると考えられる。これは UAE で中古車の調達をすること自体が日本からの直接輸入より当然割高となっているため、そのため UAE の中古車市場では価格競争が激しくなっているというのが現状である。

厳しい競争環境にさらされている UAE の中古車ビジネスであるが、日本企業の進出事例も見受けられる。名古屋ダイハツ株式会社・三河ダイハツ株式会社は 2004 年にドバイに現地法人を設立して中古車輸出を開始し、2007 年には DAZ に中古車展示場を開設し、年 400～500 台を販売してきた。そして同社は 2017 年 10 月から中古車オークション事業を開始している。この中古車オークション事業は、現地中古車輸出事業者の Quetta Trading、Al Zohaib Motors の 3 社合弁で実施しており、「D オートオークション」と呼ばれている。敷地面積は約 8,000 平方メートルあり最大で約 250 人が参加可能となっており、同社は 1 日 100 名の来場、繁忙期には 200 名の来場者を期待し、初年度は 36,000 台の販売を目指すを発表している。またシャルジャでは、日本の大手自動車リサイクル事業者の会宝産業が 2014 年に現地法人を構え、中古自動車部品オークションを運営している。

これまで見てきた通り、中古車の輸入量自体は減少傾向にあるのが実情だが、UAE は依然として他の中東諸国やアフリカ等への中古車の輸出拠点として多くのバイヤーが幅広い国から集まる市場である。そこで、例えばこうしたマーケットで人気の高い SUV 車両等を大量かつ安価に調達することが可能な場合には、上述の日本企業のようにドバイでオークション事業を展開することは一つの市場参入への切り口であろう。こうしたオークションは販売価格にこそ不確実性がある一方で量をさばくことが可能であるため、DAZ 内において重要な位置を占めるようになってきており、実際に複数社が同様の事業を展開している。本事業を通じて UAE 国内外のディーラーを対象に販売を行うことが可能であれば、一定規模のマーケットをおさえられる可能性はあるものと考えられる。シャルジャでニーズの高い中古車部品を同様に展開することも他方の切り口であろう。

一方で、大規模に中古車・中古車部品の調達することが困難な場合、現地において有力な販売先（現地における輸入者）を開拓することが必要となる。この場合には現地において多くのディーラーにコン

タクトを行い、価格交渉やその他取引条件の交渉等を行った上で、適切なディーラーへ販売をする必要がある点に留意する必要がある。

4. 規制、留意点

UAE への中古車の輸入にあたっては、一般的な非食品と同様、輸入申告書、荷渡指示書（D/O）、船荷証券（B/L）、インボイス、パッキングリストといった書類が必要となる。輸入関税は 5%であるが、再輸出される商品については課税対象ではない。ただし、再輸出する予定であるが、フリーゾーンから UAE 国内に一度輸入される中古車については、輸入時に CIF 価格の 5%相当額をデポジットとして預託する必要がある。輸入されてから 6 か月以内に再輸出された場合には、その預託金が返還されるが、6 か月を超えても UAE 国外へ再輸出されていない場合については、UAE 国内に輸入されたものとみなされ、預託金は返還されない。また、2018 年 1 月から導入された付加価値税については、再輸出目的でフリーゾーンに輸入する中古車、及びフリーゾーンから海外で再輸出される中古車については、対象外となる。

なお、UAE では環境規制が厳しくなりつつあり、中古車に関しても国内向けの全輸入車について排気ガスおよび燃料オイルについて、GCC 仕様を満たすことが求められている。UAE の規準化計測庁（ESMA / Emirates Authority for Standardization and Metrology）は、UAE 国内に輸入され登録される中古車に対する規制の枠組みの高度化を検討しており、国内での走行が安全だと認められた車両のみの国内への輸入および車両登録を許可している一方、再輸出目的の車両については各事業者の妨げとならないように規制対象外とすることを盛り込むと発表している。

以上

◇あわせて参照ください：

・ドバイ（アラブ首長国連邦）における中古車輸入について（2011 年 3 月）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ae/trade_05/pdfs/ae5A010_imp_usedcar.pdf

UAEにおける中古車市場の状況（2018年5月作成）

UAEプラットフォーム・コーディネーター：ksn Research & Consulting

日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所

35th Floor, #3503 - #3506, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai, U.A.E.

【おことわり】本資料は「UAE 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業」の一環として作成したものです。提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご利用下さい。JETROではできるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して不利益等を被るような事態が生じたとしても、一切の責任を負いかねますので、予めご了承下さい。